

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

キャリアアップ助成金

(賃金規定等改定コース)

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 有期雇用労働者等に適用される賃金規定等を作成していること
2. すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させたこと
3. 増額改定前の賃金規定等を3カ月以上運用していたこと
4. 増額改定後の賃金規定等を6カ月以上運用し、かつ、対象労働者について、定額で支給されている諸手当を増額改定前と比較して減額していない事業主であること
5. 支給申請日において、当該賃金規定等を継続して運用していること
6. その他、一定の条件を満たしていること

受給内容

賃金引上率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	対象労働者1人あたり 5万円	対象労働者1人あたり 6万5,000円
大企業	対象労働者1人あたり 3万3,000円	対象労働者1人あたり 4万3,000円

※同一支給申請年度における支給申請上限人数は、1適用事業所あたり合計100人までとします。
(支給申請を取り下げたものを除く。)

※職務評価加算(1適用事業所あたり1回限り)

中小企業 : **20万円**

大企業 : **15万円**

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所